

## 女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務委託仕様書

### 1 委託業務名

女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業委託業務

### 2 業務の目的

本県は、令和5年を「人口減少危機突破元年」として、人口減少の危機を克服するための取り組みを開始しており、令和5年度に実施した「働き方改革等実態調査」において、30代から50代にかけて家事・育児・介護を理由に非正規雇用を選択した割合が高く、特に女性でこの傾向が顕著であることが判明した。

このため、需要が高く柔軟な働き方が可能なデジタル分野の人材を育成するモデル事業を実施し、時間や場所を選ばない、女性のライフスタイルに寄り添った人材育成・就労支援の在り方を検証する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) デジタル人材育成講座の実施

##### ① 対象者

- a 県内在住の18歳以上の女性
- b パソコンや通信環境等、必要最低限のハードウェア等を準備できること
- c 検証作業（アンケート等）に協力可能であること

##### ② 募集定員

モデル事業の募集定員は、効率的・効果的な運営を行うことが可能な人数を設定することとし、20名程度とする。

##### ③ 講座概要

- ・ I Tに関する専門知識を活用した就労につながるスキルの習得をめざす講座を実施する。
- ・ 講座は時間や場所に制限されないオンラインによる実施を基本とするが、ライブ配信の講座（オンデマンド講座のみは不可）もしくは対面型の講座を1回以上実施し、受講者同士が交流できる環境を作ること。
- ・ 講座の実施期間は4か月程度（受講時間は150時間程度を想定）とするが、業務委託の完了に影響を及ぼさない範囲で当該期間を延長できる仕組みを設けるなど、受講者に寄り添った柔軟な対応を検討すること。
- ・ 山梨県内のI T人材ニーズや最新動向も踏まえ、在宅就労など柔軟な働き方を前提とした就労につながるかという視点に立って企画し、具体的に習得できるスキルを検討すること。（例：SAPやRPAなど）
- ・ 講座は知識の付与のみの受動的な内容だけでなく、実際に作業をする実践的な

内容とすること。

- ・ 参加者同士が交流・相談出来る体制を構築すること（Slack や LINE 等の活用も可能）。
- ・ 受講者が研修内容を理解しているかを適切に把握するための進捗管理や受講上の悩み等に関する相談に適切に対応する仕組みを設けるなど、受講離脱者を出さない対策やきめ細かなサポートを検討すること。
- ・ 本業務の目的は就労につなげることであり、資格取得をめざすものではないが、受講者の能力を客観的に証明できる資格の取得は望ましいことから、受講者本人の努力により、取得が可能な資格があれば併せて提案すること。
- ・ パソコン等を所持していない受講者に対して、講座期間中に必要なパソコンや通信環境整備に必要な通信端末等の機材を用意すること。

④ 受講料

- ・ 受講者の能動的な受講を促すため、受託者において、受講者から受講料を 1/2 を上限として徴収することとする。（徴収金額は 75,000 円を目安とする。）
- ・ 受講生のうち、児童扶養手当受給者や住民税非課税世帯等（5名を想定）は無償とする。なお、無償対象者が想定数を超えた場合であっても県はその費用を負担しない。
- ・ また、当初設定した募集人数を下回った場合には、申込人数に応じて委託料を精算すること。

（2）就労支援

① 対象者

4（1）で実施した講座の修了生

② 実施方法

就労支援においては、キャリアコンサルティングを実施するなど、対象者の希望をふまえて企業の円滑なマッチングにつながるサポートについて検討すること。

- ・ 対象者のライフスタイルや希望する働き方に配慮したマッチング支援を検討すること。
- ・ 対象者が業務経験や自信を深められる業務内容、就労期間とし、将来的なスキルアップや収入向上につながるよう検討すること。

（3）事業の検証

① アンケート調査の実施

- ・ 受講者を対象に満足度や事業の改善点などを訪ねるアンケートを実施すること。

② 業務の改善提案

- ・ デジタル人材育成にあたり、県が支援すべき基礎的デジタルスキルを把握するため、事業実施やアンケート結果をふまえ、検証すること。  
なお、検証結果は公共職業訓練項目等にも反映することを想定している。

（4）広報

- ・ 本事業の実施にあたり、WEB・SNS 広告や周知用媒体（チラシ等）の作成など参加を促すための効果的な広報を企画すること。

- ・ 広報を行う際には、受講するために必要なパソコンスキル等のレベルや、ハードウェアやソフトウェアの要件などについて明記すること。
- ・ また、必要に応じて講座内容についての説明会を実施すること（オンライン可）。

## 5 スケジュール

4に挙げた委託業務で想定される主な業務内容に関するスケジュールイメージは下記のとおりであるが、提案内容を踏まえた現時点での想定するスケジュールを作成すること。なお、詳細については県と受託者の協議によって決定する。

<想定される主な業務内容及びスケジュール>

主な業務内容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企画調整、HP等準備							
参加者募集							
講座実施							
就労支援							
事業の検証							
報告書作成							

## 6 事業報告

### （1）事業成果の報告

- ・ 受託者は、本事業の委託業務が完了した日から10日以内に、委託契約業務完了報告書を山梨県に提出すること。報告書の様式は任意とするが、報告項目については県と協議して対応すること。
- ・ また、県が業務上必要と判断し、報告を求めたときは、受託者は必要な情報を一度報告するとともに、県と十分に協議して対応すること。

### （2）事業成果の帰属等

- ・ 受託者は、本業務に係る講座内容、研修動画、テキスト、ポータルサイト、広告物等の成果物が第三者の所有権、著作権、肖像権等を侵害しないよう留意すること。また、成果物に関して発生した著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る利害侵害の紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。
- ・ 本業務において作成した研修内容、研修動画、テキスト、ポータルサイト、広告物等の成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、県から受託者に対価が支払われたときに受託者から県に移転するものとする。ただし、受託者又は第三者が従来から権利を所有しており固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託

者又は当該第三者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できるものとする。

## 7 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、女性デジタル人材育成・就労支援モデル事業業務委託に係る企画提案公募実施要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本事業では個人情報を扱うため、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、その保護に当たっては個人情報保護法等の関係法令を遵守するとともに、契約書(案)別記1「個人情報保護取扱特記事項」を遵守すること。なお、関係者等に対してメールによる連絡をする場合、当該メールの宛先にBCCで送信すべきメールアドレスが1件以上含まれるときは、当該メールを送信する際、BCCで送信すべきところをTOやCCで送信する誤りを防止する機能(BCC強制変換機能等)を備えたシステムやツールを使用し、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間だけでなく契約終了後も第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人及び企業に関する情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 8 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (3) 受託者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議し変更することができるものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (5) 委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せ

て速やかに山梨県に報告すること。

- (7) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、山梨県と協議してこれを定めるものとする。